

○ 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）

別表（第十二条関係）		改 正 案
有価証券	<p>令第二条の十二の三 第一号に掲げる有価 証券</p>	<p>1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の概要 (3) 財政の概要</p> <p>2 証券情報 (1) 有価証券の名称 (2) 発行地及び上場・非上場の区分（ 上場している場合は上場している外 国の金融商品取引所（令第二条の十 二の三第四号ロに規定する外国の金 融商品取引所をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 発行日 (4) 発行額 (5) 利率及び利払金の決定方法 (6) 利払日</p>
別表（第十二条関係）		現 行
有価証券	<p>令第二条の十二の三 第一号に掲げる有価 証券</p>	<p>1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の概要 (3) 財政の概要</p> <p>2 証券情報 (1) 有価証券の名称 (2) 発行地及び上場・非上場の区分（ 上場している場合は上場している外 国の金融商品取引所（令第二条の十 二の三第四号ロに規定する外国の金 融商品取引所をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 発行日 (4) 発行額 (5) 利率及び利払金の決定方法 (6) 利払日</p>

<p>令第二条の十二の三 第二号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の概要 (3) 財政の概要</p> <p>2 証券情報 (1) 有価証券の名称 (2) 発行地及び上場・非上場の区分（ 上場している場合は上場している外</p>	<p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に 該当するときはその旨及びその内容 （<u>（7） 償還期限</u> <u>（8） 償還金額及び償還金の決定方法</u> <u>（9） 受託会社又は預託機関</u> <u>（10） 担保又は保証に関する事項</u> <u>（11） 他の債務との弁済順位の関係</u> <u>（12） 信用格付（法第二条第三十四項に 規定する信用格付をいう。以下同じ 。）に関する事項（外国債等の発行 者の内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式記載上の注意(12)のaに準 じて記載すること。）</u>）</p>
<p>令第二条の十二の三 第二号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の概要 (3) 財政の概要</p> <p>2 証券情報 (1) 有価証券の名称 (2) 発行地及び上場・非上場の区分（ 上場している場合は上場している外</p>	<p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に 該当するときはその旨及びその内容 （<u>（7） 償還期限</u> <u>（8） 償還金額及び償還金の決定方法</u> <u>（9） 受託会社又は預託機関</u> <u>（10） 担保又は保証に関する事項</u> <u>（11） 他の債務との弁済順位の関係</u> <u>（12） 格付に関する事項及び当該格付に 係る格付機関の名称（格付が付され ている場合に限る。）</u>）</p>

<p>令第二条の十二の三 第三号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の所在地 (3) 発行者の概要（発行者設立の準拠 法並びに設立の目的、設立の根拠、 法的地位及び設立年その他の事項）</p>	<p>国の金融商品取引所</p> <p>(3) 発行日 (4) 発行額 (5) 利率及び利払金の決定方法 (6) 利払日 (7) 償還期限 (8) 償還金額及び償還金の決定方法 (9) 受託会社又は預託機関 (10) 担保又は保証に関する事項 (11) 他の債務との弁済順位の関係 (12) 信用格付に関する事項（外国債等 の発行者の内容等の開示に関する内 閣府令第二号様式記載上の注意(12)の aに準じて記載すること。）</p> <p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に 該当するときはその旨及びその内容</p>
<p>令第二条の十二の三 第三号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の所在地 (3) 発行者の概要（発行者設立の準拠 法並びに設立の目的、設立の根拠、 法的地位及び設立年その他の事項）</p>	<p>国の金融商品取引所</p> <p>(3) 発行日 (4) 発行額 (5) 利率及び利払金の決定方法 (6) 利払日 (7) 償還期限 (8) 償還金額及び償還金の決定方法 (9) 受託会社又は預託機関 (10) 担保又は保証に関する事項 (11) 他の債務との弁済順位の関係 (12) 格付に関する事項及び当該格付に 係る格付機関の名称（格付が付され ている場合に限る。）</p> <p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に 該当するときはその旨及びその内容</p>

	<p>(4) 経理の概要</p> <p>2 証券情報</p> <p>(1) 有価証券の名称</p> <p>(2) 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所）</p> <p>(3) 発行日</p> <p>(4) 発行額</p> <p>(5) 利率及び利払金の決定方法</p> <p>(6) 利払日</p> <p>(7) 償還期限</p> <p>(8) 償還金額及び償還金の決定方法</p> <p>(9) 受託会社又は預託機関</p> <p>(10) 担保又は保証に関する事項</p> <p>(11) 他の債務との弁済順位の関係</p> <p>(12) 発行、支払及び償還に係る準拠法</p> <p>(13) 信用格付に関する事項（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(12)のaに準じて記載すること。）</p> <p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>
	<p>(4) 経理の概要</p> <p>2 証券情報</p> <p>(1) 有価証券の名称</p> <p>(2) 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所）</p> <p>(3) 発行日</p> <p>(4) 発行額</p> <p>(5) 利率及び利払金の決定方法</p> <p>(6) 利払日</p> <p>(7) 償還期限</p> <p>(8) 償還金額及び償還金の決定方法</p> <p>(9) 受託会社又は預託機関</p> <p>(10) 担保又は保証に関する事項</p> <p>(11) 他の債務との弁済順位の関係</p> <p>(12) 発行、支払及び償還に係る準拠法</p> <p>(13) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）</p> <p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>

令第二条の十二の三 第四号に掲げる有価 証券	1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の本店所在地 (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 (4) 決算期 (5) 事業の内容 (6) 経理の概要 2 証券情報 (1) 有価証券の種類及び名称 (2) 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所） (3) 発行日 (4) 発行額 (5) 転換されることとなる株券の内容 イ 転換されることとなる株券が上場している金融商品取引所又は外国の金融商品取引所 ロ 転換されることとなる株券の発行者及び種類 ハ 転換条件 ニ 転換請求期間
------------------------------	---

令第二条の十二の三 第四号に掲げる有価 証券	1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の本店所在地 (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 (4) 決算期 (5) 事業の内容 (6) 経理の概要 2 証券情報 (1) 有価証券の種類及び名称 (2) 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所） (3) 発行日 (4) 発行額 (5) 転換されることとなる株券の内容 イ 転換されることとなる株券が上場している金融商品取引所又は外国の金融商品取引所 ロ 転換されることとなる株券の発行者及び種類 ハ 転換条件 ニ 転換請求期間
------------------------------	---

<p>令第二条の十二の三 第五号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1 発行者情報</p> <p>(1) 発行者の名称</p> <p>(2) 発行者の本店所在地</p> <p>(3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年</p> <p>(4) 決算期</p> <p>(5) 事業の内容</p> <p>(6) 経理の概要</p>	<p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p> <p>(6) 利率及び利払金の決定方法</p> <p>(7) 利払日</p> <p>(8) 償還期限</p> <p>(9) 償還金額及び償還金の決定方法</p> <p>(10) 受託会社又は預託機関</p> <p>(11) 担保又は保証に関する事項</p> <p>(12) 他の債務との弁済順位の関係</p> <p>(13) 発行、支払及び償還に係る準拠法</p> <p>(14) 信用格付に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。）</p>
<p>令第二条の十二の三 第五号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1 発行者情報</p> <p>(1) 発行者の名称</p> <p>(2) 発行者の本店所在地</p> <p>(3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年</p> <p>(4) 決算期</p> <p>(5) 事業の内容</p> <p>(6) 経理の概要</p>	<p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p> <p>(6) 利率及び利払金の決定方法</p> <p>(7) 利払日</p> <p>(8) 償還期限</p> <p>(9) 償還金額及び償還金の決定方法</p> <p>(10) 受託会社又は預託機関</p> <p>(11) 担保又は保証に関する事項</p> <p>(12) 他の債務との弁済順位の関係</p> <p>(13) 発行、支払及び償還に係る準拠法</p> <p>(14) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）</p>

---

---

2 証券情報

- (1) 有価証券の種類及び名称
  - (2) 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所）
  - (3) 発行日
  - (4) 発行額
  - (5) 新株予約権の内容
    - イ 権利行使により発行する株式に係る株券が上場している外国の金融商品取引所
    - ロ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額
    - ハ 権利行使により発行する株式の種類
    - ニ 権利行使により発行する株式の発行価格
    - ホ 新株予約権の行使請求期間その他の行使条件
  - (6) 利率及び利払金の決定方法
  - (7) 利払日
  - (8) 償還期限
  - (9) 償還金額及び償還金の決定方法
- 
- 

---

---

2 証券情報

- (1) 有価証券の種類及び名称
  - (2) 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所）
  - (3) 発行日
  - (4) 発行額
  - (5) 新株予約権の内容
    - イ 権利行使により発行する株式に係る株券が上場している外国の金融商品取引所
    - ロ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額
    - ハ 権利行使により発行する株式の種類
    - ニ 権利行使により発行する株式の発行価格
    - ホ 新株予約権の行使請求期間その他の行使条件
  - (6) 利率及び利払金の決定方法
  - (7) 利払日
  - (8) 償還期限
  - (9) 償還金額及び償還金の決定方法
- 
-

<p>令第二条の十二の三 第六号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1 発行者情報</p> <p>(1) 発行者の名称</p> <p>(2) 発行者の本店所在地</p> <p>(3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年</p> <p>(4) 決算期</p> <p>(5) 事業の内容</p> <p>(6) (7)に掲げる情報を記載しない場合には、経理の概要</p> <p>(7) 保証を行っている親会社（令第二条の十二の三第六号に規定する親会社をいう。）に関する次に掲げる事</p>	<p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p> <p>(10) 受託会社又は預託機関</p> <p>(11) 担保又は保証に関する事項</p> <p>(12) 他の債務との弁済順位の関係</p> <p>(13) 発行、支払及び償還に係る準拠法</p> <p>(14) 信用格付に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。）</p>
<p>令第二条の十二の三 第六号に掲げる有価 証券</p>	
<p>1 発行者情報</p> <p>(1) 発行者の名称</p> <p>(2) 発行者の本店所在地</p> <p>(3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年</p> <p>(4) 決算期</p> <p>(5) 事業の内容</p> <p>(6) (7)に掲げる情報を記載しない場合には、経理の概要</p> <p>(7) 保証を行っている親会社（令第二条の十二の三第六号に規定する親会社をいう。）に関する次に掲げる事</p>	<p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p> <p>(10) 受託会社又は預託機関</p> <p>(11) 担保又は保証に関する事項</p> <p>(12) 他の債務との弁済順位の関係</p> <p>(13) 発行、支払及び償還に係る準拠法</p> <p>(14) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）</p>

項	
イ	名称
ロ	本店所在地
ハ	設立の準拠法、法的地位及び設 立年
ニ	決算期
ホ	事業の内容
ヘ	経理の概要
2	証券情報
(1)	有価証券の種類及び名称
(2)	発行地及び上場・非上場の区分（ 上場している場合は上場している外 国の金融商品取引所）
(3)	発行日
(4)	発行額
(5)	利率及び利払金の決定方法
(6)	利払日
(7)	償還期限
(8)	償還金額及び償還金の決定方法
(9)	受託会社又は預託機関
(10)	担保又は保証に関する事項
(11)	他の債務との弁済順位の関係
(12)	発行、支払及び償還に係る準拠法

項	
イ	名称
ロ	本店所在地
ハ	設立の準拠法、法的地位及び設 立年
ニ	決算期
ホ	事業の内容
ヘ	経理の概要
2	証券情報
(1)	有価証券の種類及び名称
(2)	発行地及び上場・非上場の区分（ 上場している場合は上場している外 国の金融商品取引所）
(3)	発行日
(4)	発行額
(5)	利率及び利払金の決定方法
(6)	利払日
(7)	償還期限
(8)	償還金額及び償還金の決定方法
(9)	受託会社又は預託機関
(10)	担保又は保証に関する事項
(11)	他の債務との弁済順位の関係
(12)	発行、支払及び償還に係る準拠法

<p>令第二条の十二の三 第七号に掲げる有価 証券</p>	<p>令第二条の十二の三 第八号に掲げる有価 証券</p>	<p>令第二条の十二の三 第九号に掲げる有価 証券</p>	<p>(13) 信用格付に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。） 3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の本店所在地 (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 (4) 決算期 (5) 事業の内容 (6) 経理の概要</p>
<p>令第二条の十二の三 第七号に掲げる有価 証券</p>	<p>令第二条の十二の三 第八号に掲げる有価 証券</p>	<p>令第二条の十二の三 第九号に掲げる有価 証券</p>	<p>(13) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。） 3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>1 発行者情報 (1) 発行者の名称 (2) 発行者の本店所在地 (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 (4) 決算期 (5) 事業の内容 (6) 経理の概要</p>

2 証券情報

- (1) 有価証券の名称
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所）
- (3) 発行日
- (4) オプションの内容
- (5) オプションの行使の方法及び条件
- (6) 決済の方法
- (7) 信用格付に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。）
- (8) カバードワラントの発行の仕組み
- (9) リスク
- (10) その他オプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項
- (11) オプションの行使の対象が有価証券である場合には、次に掲げる事項  
イ 当該有価証券の概要  
ロ 当該有価証券の発行者の企業情報
- ハ その他当該有価証券につき投資

2 証券情報

- (1) 有価証券の名称
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所）
- (3) 発行日
- (4) オプションの内容
- (5) オプションの行使の方法及び条件
- (6) 決済の方法
- (7) 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）
- (8) カバードワラントの発行の仕組み
- (9) リスク
- (10) その他オプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項
- (11) オプションの行使の対象が有価証券である場合には、次に掲げる事項  
イ 当該有価証券の概要  
ロ 当該有価証券の発行者の企業情報
- ハ その他当該有価証券につき投資

	<p>令第二条の十二の三 第十号に掲げる有価 証券</p>
<p>者の判断に重要な影響を及ぼす事 項</p> <p>(12) 当該カバードワラントに係る金融 商品又は金融指標に関する情報</p> <p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に 該当するときはその旨及びその内容</p>	<p>1 発行者情報</p> <p>(1) 発行者の名称</p> <p>(2) 発行者の本店所在地</p> <p>(3) 発行者設立の準拠法、法的地位及 び設立年</p> <p>(4) 発行者の決算期</p> <p>(5) 発行者の事業の内容</p> <p>(6) 発行者の経理の概要</p> <p>2 証券情報</p> <p>(1) 有価証券の名称</p> <p>(2) 発行地及び上場している外国の金 融商品取引所</p> <p>(3) 配当金及び基準日</p> <p>(4) 権利の内容</p> <p>(5) 権利行使の方法及び条件</p> <p>(6) 信用格付に関する事項（企業内容</p>
	<p>令第二条の十二の三 第十号に掲げる有価 証券</p>
<p>者の判断に重要な影響を及ぼす事 項</p> <p>(12) 当該カバードワラントに係る金融 商品又は金融指標に関する情報</p> <p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に 該当するときはその旨及びその内容</p>	<p>1 発行者情報</p> <p>(1) 発行者の名称</p> <p>(2) 発行者の本店所在地</p> <p>(3) 発行者設立の準拠法、法的地位及 び設立年</p> <p>(4) 発行者の決算期</p> <p>(5) 発行者の事業の内容</p> <p>(6) 発行者の経理の概要</p> <p>2 証券情報</p> <p>(1) 有価証券の名称</p> <p>(2) 発行地及び上場している外国の金 融商品取引所</p> <p>(3) 配当金及び基準日</p> <p>(4) 権利の内容</p> <p>(5) 権利行使の方法及び条件</p> <p>(6) 格付に関する事項及び当該格付に</p>

	<p>等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。)</p> <p>(7) 預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容</p> <p>(8) 預託証券の発行の仕組み</p> <p>(9) その他預託証券に表示される権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項</p> <p>(10) 預託を受ける者の企業情報</p> <p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>
	<p>係る格付機関の名称(格付が付されている場合に限る。)</p> <p>(7) 預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容</p> <p>(8) 預託証券の発行の仕組み</p> <p>(9) その他預託証券に表示される権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項</p> <p>(10) 預託を受ける者の企業情報</p> <p>3 第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容</p>